

## 寒河江市告示第59号

寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例（平成13年市条例第13号）第8条第1項の規定により、駅駐輪場の放置自転車等を移動し、保管したので、寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年市規則第9号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月26日

寒河江市長 齋藤真朗

- |  |  |
|--|--|
| 1 放置されていた場所および台数   | 寒河江駅正面口駐輪場 5台  |
|  | 寒河江駅南口駐輪場 6台   |
|  | 西寒河江駅駐輪場 1台  |
|  | 高松駅駐輪場 2台  |
| 2 移動した年月日および保管場所   | 令和7年12月26日<br>上記の駅駐輪場の保管場所   |
| 3 返還手続きを行う時間および場所  |  |
| (1) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）                      |  |
| (2) 場所 寒河江市市民生活課   |  |
| 4 返還を開始する年月日および返還を行う期間                                   | 令和7年12月26日から令和8年3月26日まで  |
| 5 返還を受けるために必要な事項   | 自転車等の返還を受けようとするときは、その住所および氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証するものを提示すること。 |
| 6 この告示の日から3箇月を経過した日以降においても放置自転車等を利用者等が引き取らないときは、これを処分する。 |  |

## 放置自転車の特徴